

1. 議事日程

〔令和2年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

令和2年 9月10日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 所信表明 |
| 日程第4 | 認定第1号 令和元年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第2号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第3号 令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第4号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第5号 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第6号 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第7号 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第8号 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第9号 令和元年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第10号 令和元年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第14 | 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第15 | 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第16 | 議案第54号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第55号 字の区域の変更について |
| 日程第18 | 議案第56号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第64号 財産の取得について |
| 日程第20 | 議案第57号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第21 | 議案第58号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第59号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第23 | 議案第60号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第24 | 議案第61号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号） |

号)

- 日程第25 議案第62号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第26 議案第63号 令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第27 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
日程第28 道の駅整備調査特別委員会の報告について
日程第29 常任委員会構成等調査研究特別委員会の報告について
日程第30 発議第5号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	武岡隆文	2番	新田和明
3番	芦田宏治	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	12番	熊高昌三
13番	穴戸邦夫	14番	秋田雅朝
15番	塚本近	17番	金行哲昭
18番	山本優		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

8番	児玉史則	9番	大下正幸
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(17名)

市長	石丸伸二	教育長	永井初男
総務部長	西岡保典	企画振興部長	猪掛公詩
市民部長	宮本智雄	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
産業振興部長	重永充浩	産業振興部特命担当部長	行森俊莊
建設部長兼公営企業部長	平野良生	教育次長	福井正
消防長	土井実貴男	会計管理者	森岡和子
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤誠
政策企画課長	河本圭司	代表監査委員	木原張登
監査委員事務局長	国司秀信		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
------	------	-------	-------

総務係長 國岡浩祐 主任主事 岡 憲一



午前10時00分 開会

○山本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長、代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、報告がありました。
第3点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、2件の報告がありました。
第4点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。
第5点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。
第6点、監査委員より、令和2年6月分、及び7月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。

○山本議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、8番 児玉史則君、及び9番 大下正幸君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○山本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会から報告をいたします。

令和2年第3回定例会の運営につきまして、去る8月11日、9月3日、及び9月8日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月30日までの21日間としました。

議事の都合により、9月11日から9月13日、9月15日から9月23日、及び9月29日を休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定10件、諮問1件、議案12件、発議1件、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙の計25件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第10号までの10件につきましては、提案理由の説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託。議案第57号から第63号までの7件につきましては、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することとしました。また、議案第53号は、総務企画常任委員会へ、議案第56号につきましては文教厚生常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

そのほかの諮問第4号、議案第54号、第55号、第64号、及び発議第5号の5件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、9月3日の議会運営委員会までに提出のあった陳情、要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務企画常任委員会、及び文教厚生常任委員会へ送付して、審査することといたしました。

次に一般質問の取扱いについては、12人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、9月24日を6人、9月25日を6人といたします。

続いて、特別委員会の委員長報告についてでございますが、道の駅整備調査特別委員会の報告、並びに常任委員会構成等調査研究特別委員会の報告を本日举行することといたしました。

以上、報告を終わります。

○山本議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は21日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 所信表明

○山本議長 日程第3、所信表明を行います。  
ここで市長の所信表明を受けます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 おはようございます。

本日は御多忙の中、御参集をくださりまして、誠にありがとうございます。

市長に就任して、初めての定例会となりますので、市政の運営に当た

りまして、所信の一端を述べさせていただきます。

これから、新しい安芸高田市をつくっていく上で、まずは法令等の遵守、コンプライアンスの徹底を図り、市民の信頼回復に努めていきます。

そして、事実に基づく客観的な視点、科学的な判断の下、あらゆる施策の費用対効果について再検証し、持続可能なまちづくりに努めていきます。町の魅力とは、今ここに住んでいる人々の暮らし、それを守ることにはほかありません。市民の皆様とともに、これまでを振り返り、これからを考え、みんなで世界で一番住みたいと思える町を目指していきます。

それでは、市政に当たっての基本方針と個別方針について御説明します。

基本方針の1点目は、財政の健全化です。次世代に渡すべきは不安ではなく希望であるという信念の下、持続可能な財政計画の策定をし、市政が運営できるよう、事務事業の見直しを図っていきます。

現在、市の普通会計では、財源の約9割が削減の難しい義務的経費、そして物件費等の毎年発生する経常的な支出に使われています。新型コロナウイルス感染症による、景気の減速が見込まれる中、今後も楽観できない情勢が続く見込みです。

将来世代に負担を先送りせず、スマートな行政、これを選択するときが来ていると考えます。義務的経費の抑制と物件費等の削減で、予算の裁量を確保することが急務です。未来への投資により、町の魅力を向上させ、次世代が希望を持てる社会を目指していきます。

基本方針の2点目は、行政改革です。

行政改革は多岐にわたりますが、まずは市役所から改革を行います。事務事業の改善としては、デジタル技術を活用した電子決裁や、テレワークの導入、会議や書類に関する形式の簡素化など、業務の効率化を全方位で推進していきます。同時に、新たな行政需要への対応も進めるべく、時代の変化に合わせた市役所組織の見直しにも取り組んでいきます。

合わせて、人材育成基本方針を見直し、人的資本の活用に注力するとともに、働き方改革や人事評価制度の運用を通して、職員の意欲、そして能力のさらなる向上に努めていきます。

続いて、個別方針の1点目は危機への対応です。とりわけ、新型コロナと自然災害への対応は、緊急を要する課題となっています。

新型コロナについては、現状、市内で感染者は発生していませんが、国や県などの関係機関と連携を密にし、封じ込めを含めた感染防止策に注力していきます。また、市内で感染者が確認された場合の対応をはじめ、医療体制が整うよう、可能な限りの支援を講じていきます。

一方、新型コロナの影響を受け、多くの事業者が厳しい経営を余儀なくされており、市として、それに向けて各種支援策の準備を進めます。

近年頻発している、自然災害については、ハザードマップ等による情報提供、避難場所の確保、最適な避難方法の周知に取り組んでいきます。

また、現在継続しています災害復旧事業についても、早期の完了を目指します。

2点目は、教育の推進です。

学校施設の整備や学習補助員の配置により、本市は一定程度の教育環境が整っていると感じています。今後も電子黒板やタブレットといった、ICTの利用活用を推進し、確かな学力を身につけさせるとともに、急速に変化する時代、社会に対応するため、思考力、判断力、表現力を含めた総合的な生きる力が高められるよう、教育の質を追求していきます。

一方で支援を必要とする児童・生徒については、教育における機会の平等が損なわれないよう、関係者や地域との連携を密にして対応していきます。また、学校規模適正化に関しては、これまでの議論も踏まえ、目指すべき方向性を示していきたいと考えています。

3点目は、医療・介護・福祉の充実です。

子育て環境は、当市の大きな課題であり、経済的な負担の軽減措置など、支援策の拡充を図っていきます。医療体制については、光ネットワークやICT技術を活用した遠隔医療など、医療機関と連携した取組を進めるとともに、治療よりも予防に軸足を置き、市民の健康増進を促していきます。

そして、高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、介護予防事業や日常生活の支援体制、さらには自立と社会参加支援など、地域に根づいた共助の環境を整備していきます。

4点目は、生活環境の向上です。

お太助ワゴン等の公共交通機関や上下水道の整備など、社会インフラの利便性を向上させる一方で、地球環境に配慮した循環型社会の構築を目指します。とりわけ、ごみのリサイクルやクリーンエネルギーの推進など、SDGsとの関連性を含め、市民意識の向上に取り組んでいきます。

また、空き家バンク等の情報を積極的に発信し、U・Iターンの受入れ態勢を整備するとともに、定住人口の確保に注力します。同時に、地域住民のつながりに注目し、地域を起点に町が活性化していく仕掛けづくりにも取り組みます。

5点目は、産業の振興です。

農林水産業や商工業などあらゆる分野において、事業承継を念頭に置いた産業の振興に取り組んでいきます。

農業においては、経営基盤の確立や担い手の確保に継続して注力していきます。また、商工業においては、新型コロナの影響を受けた中小事業者等の支援を行うとともに、企業誘致や市内の資源を活用した多様な働き方改革の提案を行っていきます。そして、デジタル技術等の先端技術を様々な分野に取り込むため、大学や企業に調査・研究の場を提供し、外部との交流を活発化させていきます。さらに、リモートの活用によって就労の選択肢を増やすとともに、若者の就職・就業の支援に努めます。

6点目は、文化・芸術の振興です。

本市には、神楽や田楽といった地域に根づいた文化だけでなく、新しい芸術が創出される余地も広がっています。世界に発信できるコンテンツを目指し、その価値を高めていく取組が必要です。

なお、観光については、現在、新型コロナウイルスの影響により、事業の継続性が見通せない、厳しい状況となっています。当面は、ソフト部分の強化に集中し、ハード部分に関しては必要な施設の修繕等にとどめざるを得ないと考えます。

最後、7点目は、多様性の構築です。

現在、市内には800人近くの外国人が定住されているほか、障害のある人やマイノリティなど、多様な市民が生活をされています。全ての市民が、多文化共生の中で得られる相互理解を通じて、多様性を認め、個人が最大限に幸福を追求できる環境を生み出していきます。

以上、市政を運営するに当たり、所信の一端を述べさせていただきました。全体としては、行政のスリム化を進めつつ、未来への投資を拡大していきます。このためには、もちろん皆様の御理解が必要不可欠です。より一層の御協力をお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

○山本議長 これをもって所信表明を終わります。

ここで、報道関係者の方が退出するため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第4 認定第1号 令和元年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 令和元年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備

事業特別会計決算の認定について

日程第13 認定第10号 令和元年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○山本議長 日程第4、認定第1号「令和元年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第13、認定第10号「令和元年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの10件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 それでは、認定第1号から第10号までの提案理由について、一括して御説明します。

本案は、地方自治法第233条第3項、及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、令和元年度安芸高田市一般会計決算、及び各特別会計決算並びに、安芸高田市水道事業決算の認定を求めるものです。

最初に認定第1号「令和元年度安芸高田市一般会計決算」は、歳入総額228億6,038万1,299円、歳出総額222億6,991万8,213円で、実質収支2億5,177万1,086円となりました。

次に、認定第2号「令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算」は、歳入総額35億8,102万9,628円、歳出総額34億9,988万9,237円で、実質収支8,114万391円となりました。

次に、認定第3号「令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算」は、歳入総額4億7,125万4,452円、歳出総額4億6,085万4,879円で、実質収支1,039万9,573円となりました。

次に、認定第4号「令和元年度安芸高田市介護保険特別会計決算」は、歳入総額45億8,870万9,020円、歳出総額45億1,268万3,267円で、実質収支7,602万5,753円となりました。

次に、認定第5号「令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額2億7,206万8,534円、歳出総額2億6,091万6,371円で、実質収支1,115万2,163円となりました。

次に、認定第6号「令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額8億2,366万5,741円、歳出総額7億7,843万7,557円で、実質収支3,147万8,184円となりました。

次に、認定第7号「令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算」は、歳入総額5億1,168万9,847円、歳出総額5億1,054万5,420円で、実質収支19万4,427円となりました。

次に、認定第8号「令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算」は、歳入総額3億3,860万3,066円、歳出総額3億3,844万3,565円で、実質収支15万9,501円となりました。

次に、認定第9号「令和元年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算」は、歳入総額1,008万1,288円、歳出総額995万

3,616円で、実質収支12万7,672円となりました。

次に、認定第10号「令和元年度安芸高田市水道事業会計決算」の収益的収入及び支出の決算額は、収入額9億7,813万8,761円、支出額9億3,845万4,061円。当年度純利益は、3,072万2,178円となりました。

当年度未処分利益剰余金につきましては、前年度末未処分利益剰余金に当年度純利益を加えた1億606万923円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の決算額は、収入額1億4,156万6,421円、支出額4億2,842万896円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,685万4,475円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,018万6,024円。過年度分損益勘定留保資金1億502万5,237円、当年度分損益勘定留保資金1億7,164万3,214円で補填したものです。

以上、10議案につきまして、慎重な御審議、適切な御認定をよろしくお願いいたします。

○山本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 森岡和子さん。

○森岡会計管理者

令和元年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、決算書に基づいて、要点の御説明を申し上げます。

初めに、一般会計の歳入歳出決算でございます。

決算書の5ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額247億1,120万9,000円、調定額245億2,078万8,257円に対しまして、収入済額は228億6,038万1,299円で、収納率は93.2%でございます。1,357万6,541円の不納欠損処分を行い、16億4,797万1,088円が収入未済となりました。この収入未済額には、繰越明許費及び事故繰越に係る財源でございます、国庫支出金、県支出金、市債などが含まれております。

次に、歳出の決算でございます。

13ページをお開きください。

予算現額247億1,120万9,000円に対して、支出済額は222億6,991万8,213円で、執行率は90.1%でございます。繰越明許費として、14億4,403万2,000円を、事故繰越として6,532万4,000円を翌年度へ繰り越しをいたしました。

16ページをお開きください。

以上の結果によりまして、令和元年度一般会計の収支決算（千円単位）は、歳入総額228億6,038万1,000円、歳出総額は222億6,991万8,000円となり、歳入歳出差引額は5億9,046万3,000円となりましたので、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

なお、実質収支額は、繰越明許費及び事故繰越に係る一般財源等3億3,869万2,000円を差し引いた2億5,177万1,000円となり、このうち1億3,000万円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に繰り入れをいたしました。

それでは、主な歳入につきまして、款別に御説明をいたします。

17ページをお開きください。

1款市税は、収入済額35億2,233万6,613円で、調定額に対する収納率は96.2%でございます。1,259万683円の不納欠損処分を行い、1億2,593万9,270円が収入未済となりました。

21ページをお開きください。

11款地方交付税は、収入済額83億3,038万2,000円でございます。

23ページをお開きください。

13款分担金及び負担金は、収入済額1億6,795万6,668円で、収納率は93.7%でございます。事業の繰越しに伴います農林水産事業費分担金などを含め、1,121万1,277円が収入未済となりました。

25ページをお開きください。

14款使用料及び手数料は、収入済額3億948万5,058円で、収納率は94%でございます。市営住宅使用料、し尿処理手数料など、1,991万9,622円が収入未済となりました。

31ページをお開きください。

15款国庫支出金は、収入済額24億4,020万3,692円で、収納率は89.9%でございます。収入未済額2億7,408万8,000円は、事業の繰越しに伴います、災害復旧費国庫負担金及び教育費国庫補助金などの一部が収入未済となったものでございます。

39ページをお開きください。

16款県支出金は、収入済額16億8,472万930円で、収納率は79.2%でございます。収入未済額4億4,294万2,000円は、事業の繰越しに伴います、災害復旧費県補助金などの一部が収入未済となったものでございます。

53ページをお開きください。

18款寄附金は、収入済額3億3,067万8,056円で、ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税による寄附金などがございます。

57ページをお開きください。

21款諸収入は、収入済額2億4,109万1,084円で、収納率は42.1%でございます。98万5,858円の不納欠損処分を行い、貸付金など3億3,017万919円が収入未済となっております。

65ページをお開きください。

22款市債は、収入済額23億5,650万円で、収納率は84.2%でございます。収入未済額4億4,370万円は、事業の繰越しに伴います、充当事業債がそれぞれ収入未済となったものでございます。

続いて、歳出につきまして、款別に御説明をいたします。

71ページをお開きください。

1款議会費は、支出済額1億7,894万8,353円で、執行率は95.5%でございます。

2款総務費は、支出済額36億1,914万9,373円で、執行率は93.9%でございます。繰越明許費6,354万7,000円は事業の繰越しに伴います工事請

負費などを翌年度へ繰り越したものでございます。

87ページをお開きください。

3款民生費は、支出済額56億1,723万7,095円で、執行率は96.2%でございます。繰越明許費5,720万8,000円は、事業の繰越しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越したものでございます。

99ページをお開きください。

4款衛生費は、支出済額14億451万7,505円で、執行率は96.8%でございます。

103ページをお開きください。

5款労働費は、支出がございませんでした。

6款農林水産業費は、支出済額14億2,538万5,664円で、執行率は85.3%でございます。繰越明許費1億9,990万1,000円、事故繰越360万円は、事業の繰越しに伴います工事請負費や負担金補助及び交付金などを翌年度へ繰り越したものでございます。

111ページをお開きください。

7款商工費は、支出済額4億3,606万4,761円で、執行率は90.1%でございます。繰越明許費2,605万3,000円は、事業の繰越しに伴います委託料などを翌年度へ繰り越したものでございます。

113ページをお開きください。

8款土木費は、支出済額24億1,393万4,857円で、執行率は85.3%でございます。繰越明許費3億1,302万2,000円は、事業の繰越しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越したものでございます。

119ページをお開きください。

9款消防費は、支出済額6億2,480万2,206円で、執行率は97.5%でございます。

123ページをお開きください。

10款教育費は、支出済額18億9,237万6,408円で、執行率は89.2%でございます。繰越明許費1億2,163万5,000円は、事業の繰越しに伴います委託料などを翌年度へ繰り越したものでございます。

137ページをお開きください。

11款災害復旧費は、支出済額11億9,343万1,392円で、執行率は55.6%でございます。繰越明許費6億6,266万6,000円、事故繰越6,172万4,000円は事業の繰越しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越したものでございます。

139ページをお開きください。

12款公債費は支出済額34億6,407万599円で、執行率は99.97%でございます。

13款予備費につきましては、11個の目に851万8,000円を充当いたしております。

一般会計の歳出につきましては、以上でございます。

続いて御説明をいたします8つの特別会計の決算につきましては、各

会計とも、実質収支概要の説明とさせていただきます。

初めに、国民健康保険特別会計でございます。

150ページをお開きください。

歳入総額35億8,103万円、歳出総額34億9,988万9,000円で、差引き8,114万1,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

178ページをお開きください。

歳入総額4億7,125万4,000円、歳出総額は4億6,085万5,000円で、差引き1,039万9,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

続いて、介護保険特別会計でございます。

196ページをお開きください。

歳入総額45億8,870万9,000円、歳出総額45億1,268万3,000円で、差引き7,602万6,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。

228ページをお開きください。

歳入総額2億7,206万9,000円、歳出総額2億6,091万6,000円で、差引き1,115万3,000円となりました。

なお、この特別会計は、事業が下水道事業へ統合することに合わせ、令和2年3月31日に廃止し、この残額は未収金及び未払金とともに、下水道事業会計に引継ぎを行いました。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。

240ページをお開きください。

歳入総額8億2,366万6,000円、歳出総額は7億7,843万8,000円で、差引額は4,522万8,000円となりました。なお、実質収支額は繰越明許費に係る一般財源等1,375万円を差し引いた3,147万8,000円となりました。

なお、この特別会計は、事業が下水道事業へ統合することに合わせ、令和2年3月31日に廃止し、この残額は未収金及び未払金とともに、下水道事業会計に引継ぎを行いました。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

254ページをお開きください。

歳入総額5億1,169万円、歳出総額は5億1,054万5,000円で、差引額は114万5,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。なお、実質収支額は、繰越明許費に係る一般財源等95万円を差し引いた19万5,000円となりました。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。

268ページをお開きください。

歳入総額3億3,860万3,000円、歳出総額は3億3,844万4,000円で、差引き15万9,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、コミュニティ・プラント整備事業特別会計でございます。

282ページをお開きください。

歳入総額1,008万1,000円、歳出総額は995万4,000円で、差引き12万

7,000円となり、これを翌年度へ繰越しをいたしました。

287ページ以降につきましては、公有財産、債権、物品、基金等の財産に関する調書でございます。

以上で、令和元年度一般会計及び各特別会計の決算の要点説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○山本議長

これをもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から本10件に関する審査意見の報告を求めます。

代表監査委員 木原張登さん。

○木原代表監査委員

令和元年度一般会計、特別会計、水道事業の決算審査、並びに決算に基づく財政健全化判断比率等の審査でございますが、安芸高田市監査基準に基づき、決算、その他、関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを主眼に、石飛監査委員と審査を実施し、合議に達しましたので御報告申し上げます。

初めに、令和元年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査について、お手元に配付されております意見書により、御報告申し上げます。

審査は、一般会計及び8つの特別会計の決算書、その他の附属書類が、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月出納検査の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどにより行いました。

審査の結果、決算関係書類は、法令に基づき適正に処理されており、証書類との照合審査により、計数は正確であると認め、また予算の執行は、おおむね適正であると認めました。

決算の状況でございますが、一般会計、特別会計を合わせた総額は、形式収支、実質収支、単年度収支は、いずれも黒字となっておりまして、市債の借入残高は、325億3,642万8,000円と前年度より3.5%減少し、収入未済も、5億9,957万1,000円と、前年度に比べ、0.8%減少しております。

普通会計における財政構造を見ますと、財政力指数は0.312で、前年度より0.001ポイント下降し、経常収支比率は98.2%と、前年度より0.8ポイント上昇し、経常一般財源は乏しい状況にあります。

意見でございますが、個別項目につきまして、主なものから4点について述べさせていただきます。

まず、「道の駅の開設について」ですが、産業振興、情報発信、防災、観光等の拠点施設として期待され、今年度春に開業したところですが、今後、その機能を最大限に発揮させていただきたいと思っております。

次に、「田んぼアート公園について」でございます。

全国的なコロナ禍により、観光事業の展望は先行きが不透明となっております。この事業は当市観光産業のブレークスルーとなることが期待されていますので、拙速に進めることなく、着実に成功に導いていただく

ことを期待しており、そのためにも、慎重に整備計画を検討し、十分な根拠を持った収支計画を立てていただきたいと思います。

3点目に、「生活支援員制度の確立」ですが、本市独特の取組である、この制度の効果を検証しながら、地域が一体となって高齢者や生活弱者を見守る体制を工夫していただき、協働による行政経営の推進の一役の機能を十分に発揮していただきたいと思います。

最後に「防災について」です。

豪雨災害をはじめ、異常気象による被害は日常的なものとなっています。当市は、急傾斜地や氾濫が想定される河川が多数存在するため、日頃から全庁的に対策を準備しておく必要があります。

次に、令和元年度水道事業決算における審査意見につきまして、お手元の意見書により御報告申し上げます。審査に付されました決算書、財務諸表及び附属書類につきまして、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び財政状態が適正に表示されているか、関係職員の説明を求め、会計帳簿等との照合などにより審査を行いました。

審査に付された決算関係書類は、それぞれ法令に準拠して適正に作成されており、計数は正確で、水道事業の経営成績、財政状況を明瞭に表示していると認めました。

当年度の経営成績は、3,072万2,000円の純利益を確保し、主要な利益指標である総収支比率、経常収支比率、営業収支比率は、いずれも前年度を上回り改善しましたが、営業収支比率は53.24%と100%を下回っております。

財政状況についてキャッシュフロー計算書で見ますと、水道事業本体の活動である営業活動によるキャッシュフローで、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを補うことができいております。また、企業の支払い能力を示す流動比率や当座比率で見ますと、いずれも100%を超え、正常の範囲内で、当面、問題はないと考えられます。

水道事業会計は、一般会計からの補助金により経営収支を保っている状況で、当年度は、前年度の水道料金の改正による増収が財務を改善しているものの、人口減や施設の老朽化が進む中、現在の給水サービスを継続することは予断を許さない状況です。広島県では、水道事業の広域連携を検討しており、当市においても加入の是非を議論しているところであります。水道事業は重要な生活インフラの一つであり、市民の安全、安心のためにも、広域化やITによる合理化・省力化について長期的な視野に立って検討を行っていただきたいと思います。

次に、決算に基づきます財政の状況でございますが、お手元に配付されております、令和元年度安芸高田市健全化判断比率等審査意見書により、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により審査に付されました、健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令等に準拠して作成してい

るかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め審査いたしました。健全化判断比率及び資金不足比率は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は、正確であると認めました。各会計の収支の赤字や資金の不足はなく、実質公債費比率は前年度と比べて下がり、将来負担比率は、前年度と比べて上昇していますが、どちらも国が示す早期健全化基準を下回っています。今後も、財政状況に予断を許すことなく、安定した財政運営を求められることを望みます。

毎年のように発生する自然災害と併せて、本年2月頃から始まった世界的なコロナ禍の影響により、行財政運営に予断を許さない状況が続いています。また、社会、経済活動も先行きが不透明で、一般市民も閉塞感にとらわれていると感じます。このような困難な状況においても自助、共助、多文化共生など「人がつながる田園都市安芸高田」を目指して取り組んでいただくことを期待し、審査意見の報告とさせていただきます。

○山本議長 以上で審査意見の報告を終わります。

これより、本10件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

12番 熊高昌三君。

○熊高議員 平成31年から令和元年、時代の節目の決算になりますけれども。ただいまは令和2年の予算の執行中ということではありますが。石丸市長、初めての議会でもありますし、当然この決算書というのを見られたのも今回初めてでありましょうし、詳細については、なかなかまだ掌握というのは難しい部分もあろうかと思えますが。

今後、いろんな施策については議論をする場がありますけれども。さらには、この決算書については、委員会を設けて、詳細に審議をするということになっておりますが。

石丸市長に対して、総括的に伺いたいという思いで質問しますけれども。石丸市長は、数字には強い世界で生きてこられたんだと思えますし、この330億近い数字が大きいのか小さいのか、私には分かりませんが、この予算によって安芸高田市民が生活をしているという大事な予算であります。石丸市長の視点から、この決算書、御覧になって、あるいは監査委員の皆さんも適切な意見書等も出されておりますけれども、そういったことを見ながら、総括的に、所感があれば伺いたいという御質問です。

○山本議長 答弁を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 ただいまいただきました御質問に対して、私の所見を申し述べさせていただきます。

このたび、この安芸高田市の決算ですね、その中身を見まして、全体的な感想としては、一言。もうこれは火の車だと言ってもいいかと思

ます。もう少ししっかりした言葉を使えば、財政が異様に硬直化してしまっていると、ここに尽きると思います。

先ほど、所信表明の中でも触れたんですけれども、非常に経常的支出の割合が高い。すなわち、裁量が残されていない。ということは、未来へつながる投資がやりたくてもできなくなっている。それが、この市の財政の状況だと認識しています。

ですので、この先、いろんな政策を検討し、進めていくに当たっては、まずは何よりもその裁量を増やすこと。言葉としては、財政の健全化が必要だと思っています。

もちろん、これはこの市に限らない、国レベルの大きな課題ではあるんですけれども、これから先、ますます財政的な余力はなくなっていく公算が大きくなっています。そうしたとき、当市は、より一層の危機感を持って、今はまだ大丈夫ですが、これから先ですね。本当に大変なのがこれから始まるという危機感、この意識を何とか市民の皆様と共有し、この難しい道だとは認識しているんですが、財政の健全化を進めていきたいと考えています。

○山本議長 ほかには質疑はありませんか。

12番 熊高昌三君。

○熊高議員 一定の予想をしたような御答弁をいただいたんで、ある意味安心もしましたし、これから危機感を持って我々議会とともに新しい町をつくっていこうという気概も感じられましたんで、今後、いろんな場を通じて、そういった視点を持って、政策の議論ができればということで、一定の安堵感を持って所見を聞きましたんで、今後の議論に期待をして質問を終わります。

○山本議長 答弁は要りませんか。

ほかには質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本10件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○山本議長 日程第14、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案理由を御説明します。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

現委員である甲田町の大下典子委員の任期が、本年12月31日をもって満了することから、後任候補者として引き続き大下典子さんを推薦するものです。

大下典子さんは、平成30年1月1日から1期3年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいています。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただけの方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦するものです。

御審議と御議決をよろしくお願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、質疑・討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更について

○山本議長 日程第15、議案第53号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第53号「過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由を御説明します。

過疎債を財源として実施する事業は、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業のみが対象となります。

このことから、新たに過疎債を財源として実施しようとする事業について、本市過疎地域自立促進計画に追加掲載するものです。

御審議と御議決をよろしくお願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第54号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

- 山本議長 日程第16、議案第54号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

- 石丸市長 議案第54号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明します。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化、及び効率化を図るための行政手続等における、情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

御審議と御議決をよろしくお願いいたします。

- 山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 宮本智雄君。

- 宮本市民部長 議案第54号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

説明資料の裏面を御覧ください。

これは、いわゆるデジタル手続法の一部改正が令和2年5月25日に施行されました。これに伴い、マイナンバーカードへの移行、促進という目的で通知カードが廃止されております。施行日以降は、通知カードの交付及び再交付の事務処理がなくなったことにより、手数料の徴収もなくなりました。

それでは、議案第54号を御覧ください。

表の左が改正後、表の右側が改正前でございます。

裏面の別表1、一般関係でございます。改正前の表、事務の下段の番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付、以下右側を削除したものが改正後の表になります。なお、附則として、施行日は交付の日といたしております。

以上で説明を終わります。

- 山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第54号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」  
の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第55号 字の区域の変更について

○山本議長 日程第17、議案第55号「字の区域の変更について」の件を議題といた
します。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第55号「字の区域の変更について」提案理由を御説明します。
本案は、県営・農業競争力強化農地整備事業、原山地区の実施に伴い、
字界を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、
議会の議決を求めるものです。

御審議と御議決をよろしくお願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 重永充浩君。

○重永産業振興部長 議案第55号の提案理由について、要点を御説明いたします。

広島県が事業主体で整備しております、県営・農業競争力農地整備事
業、原山地区、説明資料の裏面に、安芸高田市全図の中に、赤丸を付し
て原山地区の位置を記しております。ご覧ください。

説明を続けます。

事業面積が44.3ha。事業費が16億2,700万円。事業年度が平成27年度
から令和2年度。今年度、面的工事確定測量が完了いたします。圃場整
備により、地形が変更され、従来の字界が不明となったことから、圃場
整備後の区画に合わせて、字界を変更するものです。

議案の2ページ、3ページ、字の区域の変更調書です。表の上の欄の字
の区域を下の欄の字の区域に変更するものです。

最後のページに字界変更図を添付しております。原山地区の区域図で
す。高宮町の大字羽佐竹、大字佐々部で市道高北1号線の左右に広がる
地域でございます。周囲の赤い線が区域の境界です。凡例にありますよ
うに、それぞれ圃場整備完了後の道路、水路や圃場の形状に合わせて、
字界を新たに設けるものです。変更前の字が変更後の字になるものを色

分けした図面としております。

以上で要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第55号「字の区域の変更について」の件を起立により採
決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第56号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第18、議案第56号「安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する  
条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第56号「安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例」につ  
いて提案理由を御説明します。

本案は学習意欲がありながら、経済的理由により、修学することが困  
難なものに対し、貸付を行っている安芸高田市奨学金の貸付要件につい  
て改正を行い、修学支援の拡充を図るものです。

御審議と御議決をよろしくお願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり文教厚生常任委員会に  
付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第64号 財産の取得について

○山本議長 日程第19、議案第64号「財産の取得について」の件を議題といたしま
す。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第64号「財産の取得について」提案理由を御説明します。

本案は、市内小中学校の全児童生徒に対する、1人1台パソコン購入に関わって、物品売買契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議と御議決をよろしくお願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 福井正君。

○福井教育次長 それでは、議案第64号「財産の取得について」の説明の前に、議案書に併せてお配りしております説明資料により、要点の御説明を申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

本案は、文部科学省が提唱するG I G Aスクール構想に基づき、市内全小中学校の児童生徒に対し、1人1台整備するノートパソコンの整備に伴う、契約締結について議会の議決を求めるものでございます。

当該契約の内容でございますが、契約は8月28日、指名競争入札により、落札者、広島市南区段原1丁目3-53、扶桑電通株式会社と、8月31日に仮契約を締結させていただきました。物品の種類は、製造、販売、情報、電気通信機器類、パソコン、サーバーでございます。

続いて契約金額は、1億6,390万円。うち消費税相当額は、1,490万円でございます。なお、納期につきましては、12月25日といたしております。

次に、購入内容でございますが、学習用端末は、レノボ社がG I G Aスクール構想向けモデルとして開発した300E、クロムブックセカンドジェネレーションとなっております。3ページのほうにも写真を添付させていただいておりますので併せて御確認ください。

特徴といたしましては、360度ヒンジによる自由なモードで使える画面タッチパネルに、キーボードも使える11.6型、回転型のマルチモードの2 i n 1対応で、インターフェースにはアウトカメラも搭載され、写真や動画撮影も可能となっております。

本体には、応用パッケージ、5年間利用、5年間の自然での故障での補償がついております。ソフトウェアは、Ch r o m e O S が搭載され、支援ソフトには、S K Y M E N U C l o u d P r o f e s s i o n a l E d i t i o n、5年間の利用ライセンス契約をつけております。

続いて、セキュリティはWEBフィルタリングサービスとして、5年間の利用可能ライセンスをつけ、付帯作業として、OS・ソフトウェア等のインストール、ネットワーク設定、動作試験、操作研修として、管理者向け研修、教員向け研修を含めております。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

議案第64号「財産の取得について」でございます。

先ほど説明させていただいたとおり、安芸高田市議会の議決に付するべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例3条の規定により、1. 契約の目的は安芸高田市立学校学習用端末購入、2. 契約方法は指名競争入札、3. 契約金額1億6,390万円、4. 契約相手方、住所、広島市南区段原南1丁目3-53、扶桑電通株式会社執行役員支店長山田均との物品契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 新田和明君。

○新田議員 先ほど御説明いただいたんですが、3点質疑いたします。

恐らくこのパソコンは5万円前後の本体と思われるんですが、自然的な補償ではなくて、落下したときの補償についてはどうされるんかというところがまず1点。それから、クラス全員が一度に使った場合、かなりこれはクラウドを使って、ダウンロードしないので、負担がかかるかなと思われます。そこがきちっと大丈夫なのかということと、3点目、それでもパソコンがフリーズした場合、ちゃんとメーカーのほうで速やかにスピーディに来て、これが改善できるものなのか、その3点お伺いします。

○山本議長 答弁を求めます。

教育次長 福井正君。

○福井教育次長 自然補償の内容につきましては、基本的に当該パソコンにつきましては、野外で使ったり、また教室の中で使ったりすることで、通常のそういった落下事故については対象の範囲となっております。ただし、取扱いの状況に応じて、故意にぶついたりというようになりますと、対象から外れますので、そういったことで入札仕様の要件にさせていただきます。

また、全員が使った場合に過度に負担がかかるという御質問ですが、本パソコンにつきましては、文科省が一定の仕様につきましては、提示されたものがあります。その仕様に基づきまして、メモリーとか、そういったいろんなOS等につきましても、クラス全体で使っても、またほかの学年でも使っても、動作に問題がないというようなもので納入できていると考えております。

最後のメーカー対応につきましては、一定の1年間のそういった瑕疵保証もついておりますが、メーカーの人員につきましても対応してもらえるように仕様のほうではうたっておりますので、そのように対応させていただけると思っております。

以上です。

○山本議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第64号「財産の取得について」の件を起立により採決いた
たします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第57号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第8号)

日程第21 議案第58号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算(第1号)

日程第22 議案第59号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第  
1号)

日程第23 議案第60号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算(第1号)

日程第24 議案第61号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正  
予算(第1号)

日程第25 議案第62号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第1  
号)

日程第26 議案第63号 令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1  
号)

○山本議長 日程第20、議案第57号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第8  
号)」の件から、日程第26、議案第63号「令和2年度安芸高田市水道事  
業会計補正予算(第1号)」の件までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 石丸伸二君。

○石丸市長 議案第57号から第63号までの7議案について一括して提案理由を御説  
明します。

最初に、議案第57号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第8  
号)」についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億1,844万6,000円  
を追加し、予算の総額を236億3,550万3,000円とするものです。

次に、議案第58号「令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正  
予算(第1号)」についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ756万3,000円を減



額し、予算の総額を31億8,820万1,000円とするものです。

次に、議案第59号「令和2年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ642万3,000円を減額し、予算の総額を46億1,561万2,000円とするものです。

次に、議案第60号「令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ778万円を追加し、予算の総額を4億8,982万3,000円とするものです。

次に、議案第61号「令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」についてです。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ18万円を追加し、予算の総額を3億7,103万3,000円とするものです。

次に、議案第62号「令和2年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」についてです。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入につきまして、営業外収益275万3,000円を増額し、支出につきまして営業費用を275万3,000円増額し、営業外費用を2,399万4,000円増額するものです。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的収入につきましては、122万円を増額し、予定総額を1億5,305万円とするものです。資本的支出につきましては、建設改良費を組み替えるものです。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,680万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額340万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,200万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,342万4,000円、及び当年度分利益剰余金処分額8,796万6,000円で補填するものです。

次に、議案第63号「令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」についてです。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入につきまして、営業外収益31万5,000円を増額し、支出について営業費用104万円を増額するものです。

以上、議案第57号から第63号までの7議案について一括して提案理由を説明いたしました。

御審議と御議決をよろしくお願いいたします。

○山本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第27 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

○山本議長 日程第27、「芸北広域環境施設組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。
芸北広域環境施設組合議会議員に、大下正幸君を指名いたします。
お諮りします。ただいま議長が指名しました、大下正幸君を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大下正幸君が芸北広域環境施設組合議会議員に当選いたしました。

ただいま、芸北広域環境施設組合議会議員に当選されました大下正幸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28 道の駅整備調査特別委員会の報告について

○山本議長 日程第28「道の駅整備調査特別委員会の報告について」の件を議題といたします。

道の駅整備調査特別委員会委員長の報告を求めます。

道の駅整備調査特別委員長 芦田宏治君。

○芦田道の駅整備調査特別委員長 道の駅整備調査特別委員会報告をいたします。

道の駅整備調査特別委員会は、先の委員会において調査を終了し、安芸高田市議会会議規則第108条の規定により、8月20日付で、議長に報告いたしましたので、この内容について報告いたします。

本委員会は、安芸高田市に新たに建設される道の駅の整備に関する調査を行うことを目的に、平成29年第1回定例会において設置され、延べ26回の委員会を開催し、1回の現地調査を行いました。

調査の方法及び経過につきましては、まず、平成25年6月24日の産業建設常任委員会の所管事務調査より「道の駅について」延べ12回の調査を行い、その後、本特別委員会を設置し、産業建設常任委員会で調査されてきた事項を踏まえ、調査を行いました。

まず、執行部が議会へ段階に応じた詳細な報告をしていくことを前提に「道の駅基本計画」を認めることとしました。

その後、執行部の道の駅整備スケジュールを参考に、委員会スケジュー

ールを作成し、それを基に設計業者の選定、道の駅の各テナントの状況、工事の入札結果や整備状況等の資料の提出及び報告を求め、道の駅建設の状況調査を行いました。また、令和元年12月の第22回委員会では、道の駅建設現場において整備の進捗状況を確認するため、現地視察を行いました。

現地調査後、道の駅の建設も順調に進み、執行部は、道の駅のオープンを令和2年4月24日としていましたが、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大の影響を受け、当初のオープンの時期は延期となり産直棟のみの営業となっていました。その後、国の緊急事態宣言の解除を受け、令和2年6月1日に全面的に開業しました。

その後の1か月間の来場者数及び売上高について執行部に報告を求め、来場者数及び売上高ともに計画値を上回る結果であったことから、道の駅の整備に関して本委員会の所期の目的は達成できたものと考えます。

最後に、開業後に挙げた駐車場等に関する駐車台数や、国道54号線への出口等の課題への対策について、一部対応済ではありますが、今後、対策予定の事項について、早期に対応できるよう執行部へ要望することといたします。

以上で報告を終わります。

○山本議長 お諮りいたします。この件に関しましては、質疑を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、質疑を省略いたします。

以上で委員会の報告を終わります。

なお、道の駅整備調査特別委員会に付託しました、道の駅の整備に関する調査は、本報告をもって終了といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 常任委員会構成等調査研究特別委員会の報告について

○山本議長 日程第29「常任委員会構成等調査研究特別委員会の報告について」の件を議題といたします。

常任委員会構成等調査研究特別委員会委員長の報告を求めます。

常任委員会構成等調査研究特別委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸常任委員会構成等調査研究特別委員長 令和元年第3回定例会（令和元年9月25日）において、本委員会に付託されました、「来期一般選挙（定数16）の各常任委員会の構成について」「議員報酬の在り方について」「政務活動費の在り方について」の調査を終了しましたので、調査の結果を報告いたします。

調査の経過・日程の詳細につきましては、お手元にお配りしております資料のとおりであります。

本市の常任委員会は現在、総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会、予算決算常任委員会の4つであります。来期一般選挙から議員定数が16名になることに伴い、「各常任委員会の構成について」調査し、併せて「議員報酬の在り方について」「政務活動費の

在り方について」調査いたしました。

調査は、県内の各市議会の状況及び全国の同規模自治体の状況の確認から始めました。それらの市議会等における状況は、定数が16名以下の場合、予算決算常任委員会を除くと、委員会の構成が2つとなっている場合が多いことを確認いたしました。また、委員会が所管する部局の構成は多様であり、それぞれの市町の現状に沿った構成になっていることを確認いたしました。

それらの内容を踏まえ、特別委員会として13回の委員会を開き、慎重な議論及び検討を重ねた結果、「常任委員会の構成は、予算決算常任委員会は現状のままとし、現在の総務企画常任委員会の所管に教育委員会を加えた、総務文教常任委員会と、現在の産業建設常任委員会の所管に市民部、福祉保健部及び福祉事務所を加えた産業厚生常任委員会の3つの常任委員会とすること」に決定をいたしました。

次に、議員報酬及び政務活動費の推移等についての調査をいたしました。

本市の議員定数は、平成16年12月から22人、平成20年12月から20人、平成24年12月から18人としておりますが、議員報酬及び政務活動費は合併以来変更しておりません。

県内の市議会における状況は、平成20年以降議員報酬等を増額した市町もありますが、多くの市町は現状維持となっていることを確認いたしました。その後の調査では、これらの調査結果を踏まえ、議員報酬等を変更した場合と現状維持の場合のメリット・デメリットの抽出を行い、委員外議員へも意見を求め、意見交換を重ねてまいりました。

議員報酬を変更した場合の意見では、議員の成り手不足の問題もあり、若い世代が立候補しやすいよう報酬を上げることを考えるべきなど、今後の議員として市政へ参画する場合の現状を考慮した意見が中心となりました。現状維持の意見では、市の財政や人口減少の状況、また現在の社会情勢を考えれば、報酬は現状維持とすべきなど、市の財政や人口減少の現状を考慮した意見が中心となりました。

また政務活動費については、議員活動に当たり、政務活動費は必要なものであり、報酬とは別に現状維持のままであるべきとの意見が出されました。

委員会の構成と同様に慎重な議論及び検討を重ねた結果、「議員報酬及び政務活動費については現状維持とすること」に決定いたしました。

以上報告を終わります。

○山本議長 お諮りいたします。この件に関しましては、質疑を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 異議なしと認め、質疑を省略いたします。

以上で委員会の報告を終わります。

なお、常任委員会構成等調査研究特別委員会に付託しました、来期一

般選挙（定数16）の各常任委員会の構成について、議員報酬の在り方について、政務活動費の在り方についての調査は、本報告をもって終了いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第30 発議第5号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第30、発議第5号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

13番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

この条例改正は、本年11月の市議会議員一般選挙において、改選された議員定数が現在の18名から16名となることに伴い、本委員会条例中の4常任委員会を3常任委員会に変え、その委員定数等を整理するものでございます。

現在の予算決算常任委員会をそのまま継続し、委員定数を15名に変更する。

また、総務企画、文教厚生、産業建設の3常任委員会を総務文教、産業厚生、2常任委員会に変更し、定数をそれぞれ8名とすることといたしました。

改正する条文の内容は、委員会の名称を「総務文教常任委員会」並びに「産業厚生常任委員会」とし、その委員定数を、それぞれ現行の「6人」から「8人」に改め、また、予算決算常任委員会の委員定数を「17人」から「15人」に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は、改選後の任期となる、本年12月1日より適用するものでございます。

以上、提案いたしますので、御適切に御審議いただきますようお願いいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第5号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。  
次回は、9月14日午前10時に再開いたします。  
御苦労さまでした。



午前11時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員